# 社会福祉法人　晋栄福祉会

## 御堂筋本町ちどり保育園　入園重要事項説明書　兼　同意書

## １　法人について

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | 社会福祉法人　晋栄福祉会（しんえいふくしかい） |
| 代表者氏名 | 理事長　　濵田　和則 |
| 法人住所 | 〒571-0026　大阪府門真市北島町１２番２０号 |
| 法人設立年月日 | 昭和５４年２月１５日 |

## ２　保育園について

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | 御堂筋本町ちどり保育園（みどうすじほんまち ちどりほいくえん） |
| 保育園許認可日 | 平成２７年１月１日 |
| 代表者氏名 | 園長　髙平　友子（たかひら　ともこ） |
| 保育園許可番号 | 2710051002766 |
| 事業所所在地 | 〒541-0058　大阪府大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番７号 |
| ホームページ | http://www.chidori.or.jp/hoiku_midosujihonmachi/ |
| 連絡先 | 電話番号　　０６－６２８２－３８８８<br>ﾌｧｯｸｽ番号　　０６－６２８２－３８００ |
| 定員 | 96 名 |
| 利用定員 | 0 歳児　　6 名　　1 歳児　12 名　　2 歳児　12 名<br>3 歳児　　16 名　　4 歳児　17 名　　5 歳児　17 名　計 80 名 |
| 保育年齢 | ０歳児～就学前まで |

## ３　法人理念

『DO　FOR　OTHERS』－

- 情熱をもち行動する
- 前進と振り返り、時に回り道も
- あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- よくコミュニケーションをとり連携を
- すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

## ４　園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

望ましい子ども像として

① 元気で生き生きした子ども　・・・生命的発達
② 明るく心豊かな子ども　・・・情緒的発達
③ のびのびと戸外あそびを楽しむ子ども　・・・健康的発達
④ 友だちとよく遊び互いに認め合える子ども　・・・人間関係的発達
⑤ 自然と触れ合う子ども　・・・環境的発達
⑥ 言葉での表現を楽しむ子ども　・・・言語的発達
⑦ 自分で考え工夫する子ども　・・・表現的発達
⑧ 楽しく食べる子ども　・・・食育的発達

上記のような子どもの育ちにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

## ５　当園における施設・設備等の概要

（１）施設

| | | |
|---|---|---|
| 敷　　地 | | 213.97 ㎡ |
| 園　　舎 | 構　造 | 鉄骨造６階建＋ＰＨ階 |
| | 延べ床面積 | 877.72 ㎡ |
| 園　　庭 | | 148.08 ㎡ |

（２）主な設備

| 設　備 | 部屋数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 乳児室 | 1 | ０歳児保育室 |
| ほふく室 | 1 | ０・１歳児保育室 |
| 保育室 | 6 | ２・３・４・５歳児保育室 |
| 多目的室 | 1 | 全園児使用 |
| 遊戯室 | 1 | 全園児使用 |
| 園長室 | 1 | ＜相談室　含む＞ |
| 調理室 | 1 | |
| 事務室 | 1 | 医務スペース含む |
| 和室 | 1 | |

## ６　幼児教育・保育内容

当園は、保育所保育指針(平成２９年３月３１日厚労告１１７)を踏まえ、
以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）　特定保育・保育及び時間外保育の提供
　　Ｐ５の８(２)保育時間についてを参照してください。

（２）　保育園は、保護者の就労・病気等により保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわって保育するところです。

（３）　保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。子どもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

（４）　特別支援教育・障がい児保育の取り組み
地域社会の中で、障がいのある子どももない子どもも、共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障害児保育を行っています。

（５）　子育て相談事業
子育ての悩みなど電話や来園などで受け付けています。
＜受付：月曜から金曜日　　午前１０時から午後５時まで＞

（６）御堂筋本町ちどり保育園では、遊びや生活を通して学びの芽生えを大切に育てていきます。
保育所保育指針の定める五領域及び食育に沿って
☆健康・・・毎朝の戸外活動や日々の散歩及びあるこう会を通して十分に身体を動かし心を解放し体育指導や遊びを主体的に楽しみ、心身共に健康な体作りを行えるよう育みます。
☆人間関係・・・異年齢児活動に積極的に取り組み「人とかかわる力」を育てていきます。
☆環境・・・日々の生活から形や色、物の大小などの比較、文字や数の概念などを知り、あそびの中から興味を育めるようにしています。
☆言葉・表現・・・毎日の歌や体操、保育者やお友だちとの関わりを通して自分の思いを身振り手振りや言葉で伝え理解してもらえる喜びを感じ、自己表現を楽しめる心を育んでいきます。幼児クラスになると、机に向かい「ひらがな」「すうじ」にも取り組みます。
☆食育・・・毎日の手作りの給食やおやつを通して様々な食材や調理方法に触れ、友だちと保育者と一緒に食べる事を楽しむ。夏野菜などの栽培にも挑戦し、クッキングなどを楽しむ。毎日、精米したご飯を食べ本物に触れる。

※子どもたちの望ましい成長には､規則正しい生活リズム･生活習慣を身につけることが大切です。そのために､家庭と保育園とが連絡をよくとり協力し合いましょう。

## ７　職員の職種、員数　令和６年２月１日現在

| 職種 | 職務の内容 | 職員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 主任保育士 | 園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、所属職員を指導、園児の保育をつかさどる | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 乳幼児クラスの保育 | 15 | 9 | 6 | |
| 保育補助 | 保育士の補佐、園児の保育の補助 | 0 | | 0 | |
| 栄養士 | 園児の栄養管理 | 委託会社（富士産業） | | | |
| 調理員 | 給食調理 | | | | |
| 環境整備員 | 園内の清掃、消毒作業 | 1 | | 1 | |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

| 職　　種 | 勤　　務　　時　　間 |
|---|---|
| 園　　長 | ７：００～１９：３０　＜うち８時間勤務＞ |
| 主任保育士 | ７：００～１９：３０　＜うち８時間勤務　シフト制＞ |
| 保　育　士 | ７：００～１９：３０　＜うち８時間勤務　シフト制＞ |
| 保育補助 | ７：３０～１９：３０　＜うち８時間勤務　シフト制＞ |
| 栄 養 士 | ９：００～１５：００ |
| 調 理 師 | ８：００～１７：００ |
| 環境整備員 | ９：００～１２：００ |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び時間帯は異なります。
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## ８　保育の利用について

（１）休園日について

①休　日……日曜日・国民の祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

②その他（家庭協力日）……新年度準備日（３月３１日）※３１日が日曜日の場合は３０日
卒園式（３月中土曜日）・盆休み・年末年始期間

③土曜日の保育は、食数の把握及び職員の体制調整のため前月１５日までに来月の予定を専用の用紙にて申請してください。※１５日を過ぎた場合は、お受け致しかねる場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や行事の実施の為に、できるだけ家庭保育の協力をお願いするものです。

（２）保育時間について

保育時間は原則として保育の必要な事由に該当することが必要です。

保護者の勤務証明書もしくは保育が必要な事由についての証明書等を提出していただきます。

＜実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間（保育標準時間に保護者の始業時間・終業時間に応じて通勤時間を加えた時間）を勘案し、当園と協議のうえで個別に決定します。

＊保育必要時間申請書を提出していただきます。

① 保育標準時間認定の方は７：００～１８：００
(最大１１時間)の範囲内で保育の利用ができます。

② 保育短時間認定の方は、８：００～１６：００
(最大８時間)の範囲内で保育の利用ができます。

③ 延長保育
保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には園長の承認が必要です。(申請書・勤務証明書を提出願います。)
また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

7:00　8：00　16：00　18:00　19:30

<table>
<tr><td colspan="3">保育標準時間利用(11 時間)</td><td rowspan="2">延 長 保 育</td></tr>
<tr><td>延 長 保 育</td><td>保育短時間利用(8 時間)</td><td>延 長 保 育</td></tr>
</table>

＊延長保育・延長料金については、必要に応じて変更する場合があります。

## ９　保育料･その他の費用

（１）保育料について【大阪市が管理】

①保育料は､銀行口座振替により納付してください。(各自でお手続きをしてください)

②振替日は､原則として５日です。

③保育料は月極となっているため、保育園を休まれた場合でも、保育料は月額分をお支払いいただきます。

（２）諸費用について【園が管理】

①諸費用は、ゆうちょ銀行口座振替により納付して下さい。

②振替日は、原則として１０日です。

③毎月必要となる料金は下記の通りです。請求書をさくらチアーズにて配信致しますので、口座引き落とし日（１０日）までに、口座への入金をお願いします。

- ・リネン（寝具）代金　（０～３歳）　月１，３００円
- ・主食提供費（３歳児以上）　月２，２５０円
- ・副食費　（３歳児以上）　月４，７５０円
- ・延長保育料　月２，９００円　【月極め利用の方のみ】

※ゆめ組（5 歳児）につきましては、卒園アルバム代として３，８００円（1 回限り）を納付して頂きます。

【保育標準時間認定の方】（延長保育時間　１８：００～１９：３０）

＊延長保育料（保育標準時間認定の延長保育料は月極め前納です）（月極め¥２９００）

＊延長保育を申請されていない方で、１８時以降に降園された場合は別途料金を請求いたします。（１０分ごとに１００円）

【保育短時間認定の方】

＊８：００以前 / １６：００以降　１０分　１００円（月極め設定はありません）

※保育標準時間認定・短時間認定に関わらず、やむを得ず最終保育時間以降（１９時３０分）に降園された場合は３０分につき５００円請求いたします。

尚、生活保護世帯（第一階層）、市民税非課税世帯（第２階層）のうち母子家庭世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯については延長保育利用料を免除、減免することができます。

・日本スポーツ振興センター災害共済

保育中及び登降園のけがに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。年間２４０円のご負担となります。

・その他

行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。

**・入園時の購入用品について　（R５年度４月現在）**

| | 保育用品 |
|---|---|
| **あさひ（0 歳児）** | 連絡帳・カラー帽子・防災ずきん等 |
| **ひかり（1 歳児）** | 連絡帳・カラー帽子・防災ずきん等 |
| **にじ（2 歳児）** | カラー帽子・防災ずきん<br>リュック・体操服等 |
| **ほし（3 歳児）** | 保育用品（のり、ハサミ他）体操服・スモック・リュック等 |
| **そら（4 歳児）** | 保育用品（のり、ハサミ他）<br>体操服・スモック・リュック等 |
| **ゆめ（5 歳児）** | 保育用品（絵の具他）<br>体操服・スモック・リュック等 |

## １０　入園・退園について

（入園）入園は利用申込者の内、児童福祉法第２４条の規定に基づき市町村が入園決定とした者とします。なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

（退園）施設長は、次の各号に該当するときは、市区町村長に報告し、その指示を得て退園させることができます。

（１）保護者が退園を申し出たとき。
（２）入園児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき。
（３）市区町村長から通知があった場合。
（４）その他、在園を継続することが適当でないとき。【欠席が３か月以上続く場合等】
（５）カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築などを行います。

カスタマーハラスメントが発生し、充分な保育・教育の提供が困難と判断した場合（関係機関等と協議の上）退園となる事があります。

## １１　生活ときまり

新しく入園した子どもにとって､長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに､大きな負担となります。したがって入園当初一週間ほど､保育園の生活に慣れるよう､短時間の保育を行います。
ご協力ください。(他の施設で保育経験がある場合も同様です)

（１）　送り迎えについて

①　送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任のもてる人を前もって連絡してください。(高校生以下の方のみの、お迎えはお断りさせて頂いております。)
その際、門扉インターホンに園の発行する保護者カードを必ず提示してください。(提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります)

②登園が遅くなる時や休む時は､必ず**午前９時００分**までに連絡してください。
（最終当園人数の把握及び給食食数発注締め切りの為）

③玄関に登降園システム（タッチパネル）を設置しております。
送迎時は、必ずパソコンのタッチパネルにて登降園の手続きを行ってから保育室へ行ってください。
お子様の受け渡し時は、必ず保育室にいる保育者に直接引き渡しをお願い致します。**又、各保育室前のボードや連絡事項などを確認してください。**

④出入りの時には､門扉は必ず閉めてください。扉の開閉は静かに保護者の手でお願いします。
園には駐車場がありませんので、車での送り迎えはご遠慮ください。
〈やむを得ず車で送り迎えされる方は、近くのコインパーキングをご利用ください〉

⑤駐輪スペースに限りがありますので、出来るだけ徒歩でお越しください。
駐輪スペースは譲り合って使用していただく為、速やかな降園をお願い致します。
通行の妨げとなりますので、歩道の上や近隣の店舗の前に自転車を置くことがないようにお願い致します。また駐輪場付近で大きな声を出すことがないようにお願い致します。

⑥乳児用バギーを置くスペースがありますが、数に限りがありますので、必要な方は申請書をご提出ください。
【０～２歳クラス専用とさせて頂きます。】

（２） 給食について
当園は給食調理業務を以下の事業者に委託しております。
※下記事業者については変更することがあります。

♪アトピーやアレルギーで
除去食が必要な場合は
ご相談ください

事業者名：富士産業株式会社
所在地：大阪市淀川区宮原４－１－４５　新大阪八千代ビル８階
連絡先（大阪本部）：電話　０６－６３９４－０８１１　ﾌｧｯｸｽ　０６－６３９４－０８１２

①子どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。
献立表は、毎月月末に配信しますので参考にしてください。

②楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配ります。
♪食前の手洗い　♪食前･食後のあいさつ　♪正しい姿勢で食べる　♪偏食をしない　等

③展示食　…　毎日子どもたちが食べた給食を展示しております。お迎えの時にご覧ください。

④保育園の給食は、次のようになっています。
アレルギーの対応マニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

幼児３・４・５歳児の**主食費**（**¥2,250**）**副食費**（**¥4,750**）は負担していただきます。
※延長保育児…夕方（午後６時半頃）軽い間食を用意しています。

| | 午前　間食 | 昼　食 | 午後　間食 |
|---|---|---|---|
| 0　歳　児 | 9：10頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 1　歳　児 | 9：10頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 2　歳　児 | 9：10頃 | 11時15分頃 | 15時頃 |
| 3　歳　児 | | 11時半頃 | 15時頃 |
| 4　歳　児 | | 12時頃 | 15時頃 |
| 5　歳　児 | | 12時頃 | 15時頃 |

（３）昼寝について　　※０歳～３歳児の１２月まで

成長の著しい乳幼児にとっては､心身の疲れをいやすために昼寝は欠かすことができないものです。
毎日の昼寝の実施にあわせて､衣服の着脱なども身につくようにしています。
全員､個人用ベッドを使用しています。羽毛タッチのオリジナル布団を使用し、清潔な寝具で
心地よく身体を休めます。
発育の過程、年齢に応じて、実施を行わない場合があります。
寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。（リース使用となります）
汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

（４）服装と持ち物について

①服　装

（ア）　服装は活動しやすく､上下離れた衣類（ズボン）で脱ぎ着しやすいものにしましょう。
ロンパースなどの上下１枚になっている衣服の着用はご遠慮下さい。
2 歳児からは園指定の体操服があり、3 歳児からは園指定のスモックがあります。

（イ）薄着の習慣を付け､肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

（ウ）足に合う運動靴を履かせましょう。（サンダル、ブーツ等活動時は危険です）

②持ち物

（ア）持ち物はクラスごとに詳しくお知らせします。（別紙参照）

（イ）持ち物や身につけるものや用品には必ず｢名前｣を書いてください。
※同じような靴･ズボン･Ｔシャツ等がたくさんあります。

（ウ）玩具やお金､食べ物などは持たせないようにしてください。（アナフィラキシー考慮）

## １２　保健衛生・健康管理

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。（嘱託医は変更する場合があります。）

（１）嘱託医

| 医療機関の名称 | 太田診療所医院 | たかはら歯科医院 |
|---|---|---|
| 医師名 | 太田　祥彦 | 高原　正好 |
| 所在地 | 大阪市北区天神橋 6 丁目 2 番 14 号 | 大阪市中央区博労町 1-９-１２　２階 |
| 電話番号 | ０６－６３５１－０６１６ | ０６－６２６７－８３４１ |

＊入園前健康診断は保育園で行いますので、直接園医の診療所に行くことがないようにお願い致します。

（２）定期健康診断等について

| | 内科健診 | 歯科検診 |
|---|---|---|
| 春 | 全児童 | 全児童（歯磨き指導） |
| 秋 | 全児童 | 全児童 |

尿検査（２歳児以上）…年１回
※結果はその都度お知らせします。尚、検査項目については、制度改正により見直しが行われることがあります。

①予防接種は、個別接種（任意）となっております。

②身体計測は、月１回行います。

（３）病気の時の対応について

①お子さんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。
保育中に発病･発熱した場合は連絡をしますので必ず連絡がとれるようにしておいてください。
尚、病状急変などの緊急事態が発生した場合には、保護者へ速やかに連絡を取り、園より医療機関へ受診を行う場合があります。

②保育園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。
（与薬指示書等、与薬に関する書類が必要です。）

③感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は､休ませてください。医師の指示に従って､他の子どもへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「登園許可書」（学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書）の提出をお願いします。保育中の発熱等により感染の恐れがある場合は保育室以外での場所（医務スペース等）で安静に過ごすように配慮します。

④食中毒について、病原性大腸菌（Ｏ１５７）、ノロウイルス他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。

⑤感染症を発症した園児が急増した場合やきょうだいが感染症を発症した場合等、感染拡大防止のために発症していないお子様にもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

| |
|---|
| （主な感染症）新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）・水ぼうそう・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・流行性角結膜炎（はやり目）・アデノウイルス感染・RS ウイルス感染症・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスによるもの)その他　食中毒など＜病原性大腸菌（Ｏ１５７）、ノロウイルス＞<br>※上記のものには、登園許可書が必要となります。 |

（４）危機管理について

①当園では安全上の観点により門扉を電気錠にて管理しております。

②当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者　綜合警備保障株式会社　ＡＬＳＯＫ
大阪東支所
〒577-0803
東大阪市下小坂２-１４-１６　　天正八戸の里ビル６階
電話　**0120-69-4192（フリーダイヤル）**
**06-6721-0140　　FAX 06-6721-0867**

③園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

| 保 健 の 種 類 | 保 険 の 内 容 |
|---|---|
| 日本スポーツ振興センター災害共済 | 災害共済給付 |
| 保育所の損害補償(全国社会福祉協議会) | 傷害事故補償 |

日本スポーツ振興センター災害共済に関しましては入会金が年２４０円保護者負担となります。掛け金は入園後、進級時に請求いたします。

尚、事故内容によって対象となる場合とならない場合がありますのでご留意ください。

④非常時・災害時の対策

非常時の対応・・・園の定める消防計画書により対応致します。

| | |
|---|---|
| 防災設備あり | 自動火災警報器・消火器・非常警報器具・誘導灯<br>スプリンクラー・避難器具・非常食常備<br>＊屋外非常階段（２か所）<br>＊ロールスクリーン等（可能なものは防災処理あり） |
| 避難・消火訓練 | 避難訓練・消火訓練毎月実施　　２次避難・受け渡し訓練・年２回 |

⑤虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

・年に２回職員に対して虐待防止研修を実施

・虐待防止マニュアルの作成、運用

⑥SIDS(乳幼児突然死症候群)対策（予防）

０・１歳児・・・　５分ごとに確認（嘔吐、顔色、熱、呼吸、体位）

２歳児・・・・・１０分ごとに確認（嘔吐、顔色、熱、呼吸、体位）

＊SIDS は何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で窒息などの事故とは異なることをご承知おき下さい。

⑦空気清浄器(プラズマクラスター・エアドック)を設置しております。

## １３　「ライブカメラ動画」について

各保育室に「ライブカメラ」を設置し、週に１回一定の時間帯、ライブカメラに映る範囲での保育室等の保育中の様子をパソコンや携帯電話で動画もしくは静止画にてご覧いただけるシステムも備えております。パスワードを通知させていただいた保護者の方にしかご覧いただけないシステムとなっており、パスワードは安全上の確保のため、定期的（年１回以上）に変更する設定になっております。**※パスワードは、ご両親までで止めて頂き親族など含む他の方への配布を禁止致します。**利用時間帯や利用日に関しては園で管理運用させていただきます。映像配信は運用上のトラブルなど諸事情により予告なく中止させていただくこともありますので、ご了承ください。

## １４　個人情報の取り扱いについて

〇写真、映像等の掲示・掲載について

園での保育の様子等をお知らせするために園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。（例：ホームページや法人・園機関誌での写真掲載など）ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

〇医療機関（緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関に受診が必要された場合、保護者の方に連絡が取れない場合や、やむを得ず救急搬送が必要になった際、園から医療機関に連絡を取り、受診することがあります。

〇医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関を受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明を受けることをご了承ください。

## １５　当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

〇（相談窓口責任者）園長　　髙平　友子

〇（相談窓口担当者）　　　　岩永　涼太

〇第三者委員会

なかよし福祉会　会長　　水﨑　勝

＊第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育の質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

〇大阪府社会福祉協議会　運営適正委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪市中央区谷町 7-4-15　大阪社会福祉会館２階

連絡先については園内に掲示しております。ご確認ください。

もしくは、最寄りの区役所担当窓口

中央区　　保健福祉課担当窓口　４階４３番

電話０６－６２６７－９８６５　までお問い合わせください。

〇「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

１６　園児の利用状況（令和６年２月１日　現在）

| | 令和５年度 | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|
| ０歳児 | ３名 | ３名 | ６名 |
| １歳児 | １２名 | １２名 | １１名 |
| ２歳児 | １２名 | １２名 | １２名 |
| ３歳児 | １４名 | １６名 | １５名 |
| ４歳児 | １６名 | １３名 | １４名 |
| ５歳児 | １３名 | １３名 | １１名 |
| 合計 | ７０名 | ６９名 | ６９名 |

１７　第三者評価・自己評価の実施状況

| 項　　目 | 受審、実施 | 受審、実施 |
|---|---|---|
| 第三者評価受審状況 | 実施予定　（日時は未定） | 平成 29 年 3 月 7 日 |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度 | 実施 |

１８　子ども・子育て支援法第３９条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨
（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令などを受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

１９　利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

２０　その他

①利用の開始について、お住いの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が、
重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。
行事予定などは､毎月のおたよりやその他園内の掲示文・アプリの配信などでお知らせします。

②「異動届」について
住所･名前･勤務先などが変った時、また出産をされる時はお知らせください。なお、緊急連絡先･保険証などの変更時も速やかにお知らせください。必要に応じて改めて書類の提出もお願い致します。

③退園・転園される場合は､早めにお知らせください。

※わからないことや相談などがありましたら､いつでも職員にお尋ね下さい。

| 説　明　者 | 髙　平　友　子　　　㊞ |
|---|---|
| 氏名・職名 | |

○入園申し込み

貴園への入園を申し込みます。また、貴園に入園するにあたっては、貴園の保育園入園重要事項説明書にあります諸規則その他取り決めを遵守いたします。

| 申　込　年　月　日 | 年　　　月　　　日 |
|---|---|
| 住　　　　所 | |
| 児　童　氏　名 | |
| 保　護　者　氏　名 | ㊞ |
| 生　年　月　日 | 令和　　　　年　　　月　　　日 |

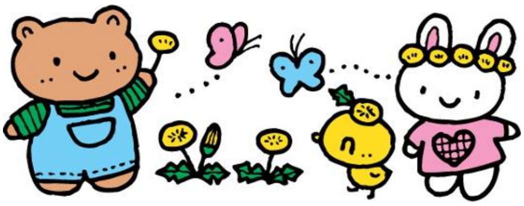

平成２７年　１月　第１版
令和　５年　２月　第 11 版
令和　６年　２月　第 12 版